

【別表2 ベッド栽培農産物】(注1)

(注5) 窒素、リンの値は、「水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」「水質汚濁防止法の規程に基づくりん含有量に係る総量規制基準」232Bの数値の10倍を採用しています。